

二戸労基署ニュース

「雇うことは、加入すること。」

~ 1 1 月は「労働保険適用促進強化期間」です。 労働保険の加入手続きはお済ですか? ~

厚生労働省では、11月1日から11月30日までを『労働保険適用促進強化期間』と定め、 労働保険の未手続事業場の解消に取り組んでいます。

【労働保険】とは、「労災保険」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、農林水産業の一部を除いて、労働者を1人でも雇っていれば事業主は加入手続を行い、労働保険料を納付しなければなりません。

【労災保険】とは、労働者が業務上の事由又は通勤災害によって負傷したり、疾病に罹ったり、あるいは不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保給付を行うものです。

また、労働者の社会復帰の促進など、労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

【雇用保険】とは、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するために必要な給付を行うものです。

また、失業の予防、雇用機会の増大を図るための事業も行っています。



現在、県内には小規模零細事業を中心に相当数の未手続事業場が存在しており、岩手労働局では、本期間中に広報活動を実施するほか、未手続事業場に対して訪問による手続指導等の様々な加入勧奨を行います。

労働保険は政府が管理、運営している強制保険です。まだ、加入手続を取られていない事業主の方は、今すぐ加入手続をお願いいたします。

お問い合わせ・ご相談は

岩手労働局総務部労働保険徴収室(:019-604-3003)、最寄りの労働基準監督署 又は公共職業安定所(ハローワーク)へお願いいたします

「労働災害発生状況(平成25年1月~10月)」

· 死亡労働災害: 5 件 (前年比 + 4件) · 休業 4 日以上: 106 件 (前年比 + 10件)

業 種		当月受付	业年里4				対前年同期		
ı	未		当月支刊	当年累計		前年同期		増減数	増減率
	食料品	水産食料品	1	3		2		1	50.0%
	EX1"THE	上記以外の食料品	1	11		11		0	0.0%
	繊維・衣服その他繊維製品					5	(3)	-5	
	木材・木製品、家具・装備品		1	4		8		-4	-50.0%
	パルプ・紙、印刷・製本								
	化学工業								
製	窯業土石			1		1		0	0.0%
造	鉄鋼業、非鉄金属								
業	金属製品			1		1		0	0.0%
	一般機械器具			1				1	
	電気機械器具								
	輸送用機械製造			1		2		-1	-50.0%
	電気・ガス								
	その他の製造			1		3		-2	-66.7%
	小計		3	23		33	(3)	-10	-30.3%
鉱 業	鉱 業			1				1	
建 設 業	土木工事		1	4		8		-4	-50.0%
	建築工事	鉄骨・鉄筋家屋		4	(3)	1		3	300.0%
		木造家屋		7		9		-2	-22.2%
		その他の建築工事		3		2		1	50.0%
	その他の建設		1	5		3		2	66.7%
小計		計	2	23	(3)	23		0	0.0%
運輸	道路貨物運送業			5	(1)	2		3	150.0%
交通業	その他の運輸交通業					1		-1	
貨物取扱									
農林業	農業								
	林業			12		6		6	100.0%
畜産	畜産業			4		7		-3	-42.9%
水産業	水産業		1	5		4		1	25.0%
商業	小売業		1	7		7		0	0.0%
	その他の商業			2	(1)	1		1	100.0%
通信業	通信業			5	(4)			5	
保健 衛生業	社会福祉施設			4		3		1	33.3%
	その他の保健衛生業			•					•
接客娯楽業	旅館業								
	飲食店			1		2		-1	-50.0%
	その他の接客娯楽業					2		-2	
その他	ビルメンテナンス業			1				1	
	その他(上記以外の全ての業種)			13	(1)	5		8	160.0%
合 計			7	106	(10)	96	(3)	10	10.4%
(注)労働者を復忘報告による仕業4日以上の数							(5)	10	10.7/0

⁽注)労働者死傷病報告による休業4日以上の統計である。 内は死亡者数(内数)である。

⁽⁾内は交通労働災害者数(内数)である。「今月分」は、当月報告受付件数(内数)である。